

令和 8 年 7 月

お客さま各位

空知信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者への不正送金対策の強化について

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺、フィッシング詐欺等による不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される被害が多発しています。

このような状況を踏まえ、お客さま保護及び詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込に際し、口座名義人（法人を含みます）と異なる振込依頼人名変更によるお振込を制限させていただく場合がございます。

お客さまの大切な資産を守るための取組みです。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【振込依頼人名変更例】

口座名義人	振込依頼人名	振込可否
ソラチ タロウ	ソラチ タロウ	振込可
	1 2 3 ソラチ タロウ	振込可
	ソラチ ハナコ	振込不可
	SORACHI TARO	振込不可

※通常の投資目的や決済目的での暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みを全て制限するものではありません。

【ご参考】

・警察庁ウェブサイト

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

・金融庁ウェブサイト

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

以上



<https://www.shinkin.co.jp/sorachi/>